

答申第 592 号

平成 26 年 9 月 24 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 5 月 7 日付けで諮問された事業を営む特定個人の県税の徴収に関する文書非公開の件（諮問第 644 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、事業を営む特定個人の県税の徴収に関する文書を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成25年4月16日付けで非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書について

公開請求した文書は、特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書であり、行政文書公開拒否決定通知書の公開を拒む理由に記載されているような、「県税の徴収方法に関する資料」ではない。

イ 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第4号該当の点について

(ア) 本件行政文書は、多数の金融機関に送付しているので、金融機関内部では不特定多数の人間が閲覧できる状況にある。

このような状況下にある文書を公開しても、「正確な事実の把握を困難にするおそれ」「不当な行為を容易にするおそれ」「発見を困難にするおそれ」があるとは言えない。

(イ) 本件行政文書のうち、金融機関から返送された回答の文書は、異議申立人の口座情報等が記載されている文書であり、その内容は異議申立人が当然理解している事実である。このことから、実施機関は、「本人が知っている事実を本人に公開すると、正確な事実の把握を困難にするおそれ」があると理由付けをしており、矛盾している。

(ウ) 本件行政文書は、国税徴収法に基づかない違法な文書である可能性が非常に高い。国税徴収法に基づく文書であれば、国税徴収法には罰則規定があることから、本件行政文書を公開することで今後金融機関の協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にするおそれや不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとは考えられない。

3 実施機関（県税事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書である。

(2) 本件処分に係る行政文書公開拒否決定通知書（以下「本件通知書」という。）の記載について

本件通知書の公開を拒む理由欄には、「県税の徴収方法に関する資料については、公開することにより県の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあることから、非公開とするものである。」と記載している。

本件行政文書は、公開することにより、実施機関が当該金融機関を調査の対象として特定した根拠が推測される等、実施機関が県税を徴収する際の手法が明らかになるおそれがあるため、前記のとおり、「県税の徴収方法に関する資料」と記載した。

(3) 条例第5条第4号該当性について

実施機関においては、徴収事務を遂行するに当たり、様々な手法、ノウハウを用いて租税債権の確保を図っているところであるが、こういった徴収方法に関する具体的な内容や文書等を公表することは、県税事務所の行う事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第5条第4号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、部会において異議申立人から口頭による意見を聴取し、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書である。

(3) 本件通知書の記載について

当審査会で確認したところ、実施機関が特定した行政文書は特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書であり、対象文書の特定に誤りはないことが認められる。

また、前記3(2)の実施機関の説明によれば、本件行政文書を「県税の徴収方法に関する資料」と判断したことには、一定の合理性が認められる。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関においては、徴収事務を遂行するに当たり、様々な手法、ノウハウを用いて租税債権の確保を図っており、このような手法等が公開され

ることで、徴収事務を行うに際し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

エ 本件行政文書は、特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答であるが、本件行政文書を公開することで税務調査の対象とした金融機関が明らかとなり、何故その金融機関を調査の対象としたのかが推測される等、実施機関が県税を徴収する際の手法等が明らかになるおそれがあると認められる。

オ したがって、本件行政文書を公開すると、県税の徴収事務を遂行する際に用いているノウハウや手法等が明らかとなり、今後の事務遂行に当たり正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) その他

異議申立人は、本件行政文書が国税徴収法に基づかない違法な文書である可能性が非常に高いと主張をしているが、当該主張について、当審査会は意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平 成 25 年 5 月 9 日	○ 諮問受理
5 月 14 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 3 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 4 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 18 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平 成 26 年 4 月 22 日 (第 127 回部会)	○ 審議
7 月 18 日 (第 130 回部会)	○ 異議申立人の意見及び実施機関の説明を聴取
8 月 18 日 (第 131 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	

(平成 26 年 9 月 24 日現在) (五十音順)